

知ってますか？「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば皆さんに代わり、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の機関に対し必要な調査を行い、審査の結果、不備な点や制度の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

・苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課となり、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、郵送、ファックス、メールにて提出してください。

※「苦情申立書」は道ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】
北海道総合政策部知事室
道政相談センター
〒060-8588

札幌市中央区北3条
西6丁目
☎011-204-5523

☎011-241-8181
各総合振興局（振興局）
総務課

先天性風しん症候群予防のため抗体検査料を北海道が助成します

北海道では、妊娠を希望する出産経験のない女性などを対象に風しん抗体検査料を助成します。

【対象者】
八雲町に在住で次に該当する方

- ・妊娠を希望する出産経験のない女性
- ・妊娠を希望する出産経験がなく、かつ抗体のできない女性の配偶者（事実上婚姻関係のある方も含む）および同居者
- ・妊婦（抗体価の低い）の配偶者および同居者

※次の方は対象外です。
・過去に風しん抗体検査を受けたことがある

・過去に2回の風しんの予防接種を受けている

【実施内容】
受診検査時に、協力医療機関に自己負担で支払った後、風しん抗体検査費用を助成します。

【助成金額】
検査方法によって変わります。ただし、どちらかの検査

方法で1回を限度として助成します。
・EIA法 6,740円
・HII法 5,350円

【申請書類】
次の書類を住所地の道立保健所（または支所）に提出してください（郵送可。ただし提出締切日必着）。

- ・北海道風しん抗体検査事業補助金交付申請書
- ・領収書
- ・住所地を証明する書類の写し（健康保険証、運転免許証、はがきなど。同居者の場合は、自分の住所地と対象女性の住所地を証明する書類）

【実施期間】
4月1日～
令和3年3月15日

【提出期限】
令和3年3月15日必着

【協力医療機関】
北海道のホームページまたは最寄りの保健所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
北海道八雲保健所
☎0137-63-2168

不法投棄・不法焼却は法律で禁止されています

【不法投棄】
不法投棄とは、廃棄物（ごみ）を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地などに捨てるもしくは埋め立てる不法行為のことです（自宅敷地内であっても処罰される場合があります）。

町内各所においても、タイヤ・家電製品・生活用品などの一般廃棄物のほか、企業の事業活動から排出されたとみられる産業廃棄物が不法投棄されている事案が数多く発生しています。

これらの行為は、美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境を悪化させ、さらには水質や土壌の汚染などの要因にもなります。絶対に行わないでください。

【不法焼却】
不法焼却とは、畑や空き地などで地面に穴を掘ったり、ドラム缶・コンクリートブロックなどで作った簡易焼却炉などを利用して廃棄物（ごみ）などを焼却する不法行為です。

不法焼却は、ダイオキシンや有害物質の発生原因になるだけでなく、煙や悪臭で周辺住民の生活環境を悪化させ、さらには火災に発展しかねない不法行為です。絶対に行わないでください。

町では、不法投棄・焼却の違法行為に対して巡回、監視パトロールなどで防止に努め、悪質な行為を発見した場合は、八雲警察署・渡島総合振興局と連携し、厳しく指導を行っています。

不法投棄・焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金が科せられ、または併科させる場合があります。現場を見たり、廃棄物（ごみ）を発見した場合は、左記までご連絡願います。

【問い合わせ先】
八雲警察署
刑事・生活安全課
☎0137-64-2110

・渡島総合振興局環境生活課
☎0138-47-9438
・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020